

議案第38号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成19年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第137条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
(自動車税の課税免除)	(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) 略

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（第4号から第9号まで及び第12号に規定する自動車にあっては、平成20年度から平成22年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(3) 略

(4) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車で次に掲げるもの（1台に限る。）

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が所有するものに限る。）

イ 当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

(4) 構造上身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他これに類する地域における生活において必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車で専ら当該過疎地有償運送の用に供するもの

(5) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

附則第8条中「前条」を「第7条」に改め、同条を附則第9条とし、附則第7条の次に次の1条を加える。

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(使用料) 第24条の16 略 2 略 3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第137条第4号又は <u>第137条の2第1項第1号</u> に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。 4及び5 略	(使用料) 第24条の16 略 2 略 3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第137条第4号又は <u>第5号</u> に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。 4及び5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。